

平成30年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年3月9日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第10号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第11号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第12号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 5 議案第13号 御宿町耐震改修促進計画の改定について
- 日程第 6 議案第14号 御宿町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定につ
いて
- 日程第 7 議案第15号 おんじゅくまち2018高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事
業計画の策定について
- 日程第 8 議案第16号 第8次御宿町行政改革大綱の策定について
- 日程第 9 議案第17号 第3期御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定につい
て
- 日程第10 議案第27号 平成30年度御宿町一般会計予算（説明のみ）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君

11番 高橋金幹君

欠席議員（1名）

12番 小川 征君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	副 町 長	横 山 尚 典 君
教 育 長	浅 野 祥 雄 君	総 務 課 長	大 竹 伸 弘 君
企画財政課長	田 邊 義 博 君	産業観光課長	吉 野 信 次 君
教 育 課 長	金 井 亜 紀 子 君	建設環境課長	殿 岡 豊 君
税務住民課長	齋 藤 浩 君	保健福祉課長	埋 田 禎 久 君
会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 渡 辺 晴 久 君 主 事 鶴 岡 弓 子 君

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

小川征君から、会議規則第2条の規定による欠席届がありました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時01分）

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第9号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第9号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、御宿町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、平成30年度からの国民健康保険制度改正に伴い、都道府県が市町村とともに国民健康保険を行うこととなりますので、国民健康保険という表現では都道府県が担う部分も含まれてしまうため、市町村が担う部分について国民健康保険の事務と表現するものです。

また、平成30年度から都道府県にも国民健康保険運営協議会が設置されることとなるため、都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会と市町村の国民健康保険事業の運営に関する

る協議会を区別するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきます。議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

目次及び第1章において「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に改めるものです。

第2条につきましては、国民健康保険運営協議会の委員の定数について定めたものですが、「（以下「協議会」という。）」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）」に改めるものです。

2ページをお開きください。

第5条の2、第9条、第12条及び3ページの第13条中「国民健康保険法」を「法」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

なお、本条例につきましては、去る2月22日に開催されました国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国民健康保険事務が大きく変わるというご説明であったかと思えます。

その中で一つだけ伺いいたしますが、今回、国・県と一緒にいる中で、本町の協議会ですね、審議会と申しますか、それはどのようなようになるのかと。

それから、県段階で行われる、そういう協議会と申しましょうか、今説明がありましたが、その事務はどのように行われるのか。いわゆる御宿町の町村の固有の内容について、そこにどのようにして反映されるのか。メンバーとか構成等も4月1日から始まるというふうに思いますので、そういうことも当然踏まえての提案だというふうに思いますので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、まず初めに、広域化について簡単にご説明させていただきます。

平成27年5月に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされました。

一方、市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

このようなことから、それぞれ都道府県、市町村が担うことについてそれぞれの運営協議会が協議を行うということでございます。

御宿町の運営協議会の委員は6名でございます。被保険者を代表する委員が2名、保険医または保険薬剤師を代表する委員が2名、公益を代表する委員が2名となっております。なお、任期は現在2年でございますが、県の運営協議会の任期が3年ということでございますので、調整して3年に合わせるように今後いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町の運営協議会の人数及び任期と、それから委員の内容については伺いました。県段階でも運営協議会、設置されるというお話ですよ。その内容についての説明がないというふうに思いますけれども、繰り返しますけれども、そこにどのように町の意見が反映されるのか、また調整されるのか。

私、実は後期高齢者のほうの議員のほうもさせていただいてまして、やはり県段階、連合と市町村となかなか意思疎通がうまくいかないという事例が多いということで承っております。そうした懸念もあることから、そうしたところも多分参酌されて新しい制度が生まれるんだろうなというふうにも思うわけでありましてけれども、現実的にどのように国保事務ですか、県段階での調整がなされるのかと。その事務の内容について伺いたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 大変申しわけありませんが、人数等についてはちょっと今手元に資料がございません。後ほどご回答させていただきたいと思っておりますが、どうでしょう。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） これ以降、これはこれで終わってしまいますので、資料をちょっと

内容について確認しないと、きちんとこれに対する判断ができませんので、時間をとっていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 資料はあるんですか。

暫時休憩します。

（午前10時10分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 貴重な時間をいただきまして、大変申しわけありませんでした。

県の国保運営協議会の……。

（石井議員「すみません、もう少し大きな声で」と呼ぶ）

○保健福祉課長（埋田禎久君） 県の国保運営協議会の委員につきましては、被保険者代表が4名、保険医または保険薬剤師代表が4名、公益代表が4名、被用者保険等被保険者代表が2名、合計14名になっております。

先ほどの市町村の意見がどう反映されるかということですが、一番最初に申しあげました被保険者代表としまして、現在は千葉市、印西市、九十九里町、大多喜町のそれぞれの国保運営協議会の委員さんが代表して入っておりますので、こういった委員さん方を通じて意見を反映させていくということになります。

また、個々の細かな内容につきましては、市町村の国保のほうにも運営協議会というよりも、国保主管課のほうにいろいろ意見照会などございますので、そういった中で回答して、意見を申し上げているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

現在のところ、近隣では大多喜町がその任を担っているというようなご説明であったかと思えます。それから、細かいことについては、意見具申というか照会という、事務照会みたいな形ですよね、現実にはね。

そうしますと、これについては例えば後期高齢者でいえば広域連合という新しい一部事務組

合をつくって、そこでたしか議会もあって、審議をしてということでありますけれども、今般の場合でありますと、これは議会としますと、県議会が行うということによろしい……はい、わかりました。

運営協議会については今のご説明のとおりだということでありますので、そうしますと、やはり細かい内容について、また、固有の内容について、といっても、この地域の代表ということで出られるというふうに思いますので、なかなかそういう細かい内容については、調整というのは難しいんじゃないかなという感じもするわけであります。

もうあと20日程度ですか、この事務が切りかわって始まると、要するに4月1日から始まるということであります。現在、その中で細かい調整というのは難しいかと思っておりますけれども、これがもしこういう形で進むということであるならば、今後そうしたことも、まだまだ改良と申しましょか、必要じゃないかなというふうに思うわけであります。

税条例のほうもあるわけでありますけれども、国保について別途あるわけでありますけれども、この運営については新しい枠組みでいくわけでありますので、そうしたこともひとつひとつ踏まえながら、日々の事務をとり行っていただきたいと。また、県との調整について、きめ細やかな対応、いわゆる被保険者への対応ということになるわけでありますけれども、とっていただきたいということを要望として申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第10号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第10号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、国民健康保険について、平成30年度から都道府県が財政の運営主体になると改正されました。

この制度改正に伴い、平成29年3月31日公布の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による国民健康保険税の改正部分が、平成30年4月1日から施行されることとなるため、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な国保特別会計の変更点は、千葉県が財政の運営主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は千葉県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めるため、保険税を賦課徴収することとなりました。

これにより、医療費分のほか、町が後期高齢者医療に拠出していた後期高齢者支援金及び介護保険に拠出していた介護納付金を一緒に千葉県の国民健康保険特別会計に納め、県の会計からそれぞれ支出されることとなりました。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1ページから2ページに続きます第2条第1項につきましては、国民健康保険税の課税額を第1号基礎課税額、第2号後期高齢者支援金等課税額、第3号介護納付金課税額の合算額と定めるものです。

先ほど触れましたように、現行では1号から3号の税額の合計を保険税として課税し、事業ごとの支出への振り分けを行ってまいりましたが、広域化後は1号から3号の税額の合計額を千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用に充てると規定し、国民健康保険事業費納付金として一括で納めるものです。

続きまして、第2項は、第1項第1号で基礎課税額を、第3項は、第1項第2号で後期高齢者支援金等課税額を、第4項は、第1項第3号で介護納付金課税額を規定したことを明示するため、各号を追記するものです。

3 ページに移りまして、基礎課税額の世帯別平等割額を定めている第5条の2ですが、先ほどの第2条第1項の課税額の規定、第1号で国民健康保険法の法律番号を示していますので、削除するものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の国民健康保険税に適用するものです。

平成29年度分までの国民健康保険税については、新年度の賦課までの間の遡及賦課等に対応するため、なお従前の例によるものです。

また、去る2月22日、国保運営協議会において審議を経ていることを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第11号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第11号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明いたします。

本案は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者が負担する介護保険料率の改正をするものでございます。

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付及び介護予防に係る事務等を計画的かつ円滑に実施するため、3年ごとに見直しを行うことが介護保険法により定められております。

平成30年度から第7期介護保険事業計画がスタートいたします。

介護保険料の算定につきましては、国から示されましたシステムを使用し、各サービスの利用見込み量やそれに伴う給付費の見込みなどにより推計いたしました。

介護保険サービスに係る保険給付費と地域支援事業費について、第7期の3カ年分を積算し、第1号被保険者が負担する割合で算出したところでございます。

保険料については、9段階のうち第5段階を基準の段階としておりますが、現行では年額5万2,800円ですが、1万3,200円増の6万6,000円とさせていただきます。

主な増加の要因ですが、後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増による給付費の増加、介護報酬改定による給付費の増加、第1号被保険者の負担割合の拡大、第6期中に借入れを行った千葉県財政安定化基金借入金の返済などによるものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によって説明させていただきます。議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

改定後の第2条第1項の保険料率の事業年度でございますが、介護保険法で定める3カ年の平成30年度から平成32年度となります。第1号から第9号までの9段階のうち、第5号の基準額で比較いたしますと、改正額は年額5万2,800円ですが、改正後は6万6,000円になります。各号に規定する保険料は各段階の割合に応じた額となっております。

第2項は非課税及び生活保護受給者の保険料減額措置でございます。国の低所得対策として、平成27年度に第1段階の被保険者の保険料について軽減措置が講じられたものでございます。第5号の基準額に対する割合が0.5としているところを0.45に引き下げ、年額2万9,700円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとし、2ページでは、改正後の保険料率の規定は、平成30年度分の保険料から適用するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ただいま介護保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を受けたわけですが、その冒頭の中で、これは第7期介護保険事業計画に基づくというようなご説明があったと思います。いわゆる改定の根拠だというふうに思います。

それで、本議会では各種計画を議決ということに条例上はなっているというふうに思うわけですが、それはさておいても、この第7期介護保険事業計画というのはいつ策定されたのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今年度策定いたしまして、本日、後ほど議案として提出させていただきます。予定でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 同一議会でありますので、法的には有効だろうというふうに思うわけですが、しかし、本来であれば、計画があって事業があるというふうに思うわけですね。ですから、さまざまな要因はあろうと思います。先ほどの国保についても同じだったろうと思いますけれども、こういう計画はもっと早くつくるとのことだと思えますね。

本議会では、人事、条例、計画、たしか予算というふうに審議日程がなっているということもあるわけでありまして、それにしましても、これは最終的に介護料という最終段階を経て、ぎりぎりまで待って、次期介護保険料というものを算定したということで、これは額そのものはぎりぎりということもあろうかと思えますけれども、私はもっと早い段階から計画をつくっていきと、それで調整し終わると。できれば1期前、12月までには計画を作成し終えて新年度を迎える、準備をするということが通常の事務だというふうに思うわけでありまして、これについての見解を承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。12月に提案できればよかったです。計画に反映いたします国の介護報酬改定が年末から年始にならないと固まらないということで、どうしてもこの時期になってしまいました。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

細かいところの部分については、最終的に確定しないという中で案として、もともと案だと

思うんですね。計画ですから、例えば、東京都などはやはり非常に事務量が多いということもあると思いますけれども、その部分についてはただし書きで、この部分については国の確定を待つというような表現で計画のほうを策定しておったかというふうに思うわけでありませう。

この量についてはそうはならないので、それはいたし方ないと思うんですね。ただ何度も言いますけれども、計画は計画ですから、一部についてはそういう、要するに御宿町自体ではできない部分ということが当然あるわけでありませうから、そういうことも踏まえながら、適切に、早期に計画を策定して、やはりきちんと準備して、新年度というか、当該事業年度を迎えていくと。それは住民への説明も含めてだろうというふうに思うわけでありませうので、そうしたことも今後の事務に十分に頭に入れていただきながら策定、事務を進めていただきたいと思います。

内容について伺います。

今般の改定の内容は、5段階でプラス25%になりますか。大変大きな改定だというふうに思うわけでありませう。しかも、1段階目から全段階で上がっているという改定表になっているというふうに思うわけでありませう。

ちなみに一つ伺いたいんですが、先般いわゆる収入の面での質疑があったわけでありませうけれども、一般的に担税力という言葉を使っているわけでありませうけれども、いわゆる介護保険者の被保険者の収入状況について、主にどういう状況なのかということについて、これは税務担当のほうよろしいでしょうか。どちらでもいいですけれども。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 御宿町におきましてというよりは介護保険は40歳以上の方の負担を要するわけですが、ご存知のとおり、御宿町については高齢化率も48.86ぐらいの数字を示していると思います。そういった中で税を負担する方の数ですが、納税者約5,000人の中で25%ぐらいが年金受給の方というふうに私ども承知しておりますので、年金受給する方ということにおいては、上がるというのはちょっときつくなってくる可能性が考えられます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

約25%が介護保険被保険者の中の年金受給者じゃないかというご説明であったかと思ひます。年金受給者は当然ですけれども、多くの方が収入は年金だけという方が大変多いというふう

承っております。

この制度の中では、運用の中では利用料を保険料として割り返すということになっているというふうに思いますので、そうしますと、町単独の中では、この25%というのはその結果だろうというふうに思うんですね。ではこれをどう説明をしていくのかと。いわゆる今度、確定したらこれを税の保険料をお願いと申しませうか。

それから、あとそういう面でもわからないのは、この具体的なサービスの中身ですよね。保険料に見合ったサービスがあるのかなのかというのは、後段に今度計画になるので、そういう面でも非常に審議しづらいわけでありますけれども、その辺についてはどう考えるのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今議員さんおっしゃるように、基準額が第6期4,400円から、第7期5,500円、これは月額でございますが、24%増となります。特に年金生活者ですか、実質的には年金額は据え置かれるようなことは新聞で読ませていただきました。ただ消費者物価指数が上がっているということで、実質目減りだというふうなことも書かれておりました。

そういった中において、25%増というのは高額な負担でございます。制度についての周知は今まで以上にきめ細かく行い、理解を得られるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

消費者物価含めて、大変厳しい状況、昨日のエビアミー号のお話も本当に胸の詰まる思いで聞いておりましたが、最後にこの今般の大幅引き上げになろうかと思っておりますけれども、町長、最後にご所見いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 内容は非常に大幅ということで、町民の皆様方も大変だと思いますが、今サービスとおっしゃっていただきましたが、周知とともにしっかりとサービスの内容等を充実していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第4、議案第12号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第12号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によって説明させていただきます。議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第3条につきましては、保険料を徴収すべき被保険者について定めたものですが、国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の資格の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設に入所して、その施設の所在する市区町村に住所を移した場合については、住所地特例として前住所地の被保険者としています。

第5号におきまして、現行制度では、国民健康保険の住所地特例者が75歳に到達した場合、後期高齢者医療保険の住所地特例が適用されないため、施設の所在する住所地の後期高齢者医療保険の被保険者となっていますが、改正により、国民健康保険の適用を引き継ぎ、前住所地の市区町村が属する都道府県の後期高齢者医療保険の被保険者となるものです。

第2号においては、その後、他の都道府県の施設に入所して、その施設の所在する市区町村に住所を移した場合、第3号においては、その後、さらに他の都道府県の施設に入所して、そ

の施設の所在する市区町村に住所を移した場合について規定していますが、それぞれ第5号の住所地特例を引き継ぐものです。

第4号においては、他の都道府県の施設に入所するが、一旦その施設の所在する都道府県以外の市区町村に住所を移した後、その施設の所在する市区町村に住所を移した場合について規定していますが、この場合は、一旦住所を移した市区町村が属する都道府県が保険者となるものです。

次に、2ページの附則第3条につきましては、制度開始当時の平成20年度限りの特例であることから削除するものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第13号 御宿町耐震改修促進計画の改定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第13号 御宿町耐震改修促進計画の改定につ

いてご説明申し上げます。

耐震改修促進計画につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として策定するものです。

本計画は平成22年3月に策定し、5年をめぐりに改定を行うこととされておりますが、県の耐震改修促進計画の改定が平成28年度に予定されていたことから、県計画との整合を図り、このたび町耐震改修計画の見直しを行うものです。

なお、目標年次は県計画に合わせ平成33年3月とし、対象区域は御宿町全域、対象建築物は旧耐震基準の昭和56年以前に建築された建築物といたしました。

それでは内容について、計画案に沿ってご説明申し上げます。

お手元の資料、御宿町耐震改修促進計画（案）の1ページ及び2ページをご覧ください。

まず、第1章でございますが、計画の概要をまとめており、ただいま申し上げました計画の目的、期間、対象区域及び対象建築物についてお示ししてございます。

1ページめくっていただきまして3ページからになります。第2章として耐震化の現状及び目標をまとめております。想定条件といたしましては、千葉県東方沖地震など、マグニチュード7クラスを基準としております。

初めに、7ページをお開きください。

住宅における耐震化の状況についてまとめております。

平成29年における町の住宅総数は6,353戸で、うち耐震性があると推測される建築物は4,427戸、耐震化率といたしましては70%となっております。平成22年3月の計画策定時における耐震化率は63%であり、7ポイント上昇しておりますが、住宅土地統計調査等をもとに、統計上の耐震化進捗率を考慮いたしました。

続いて9ページをお開きください。

耐震改修促進法第14条に係る建築物の耐震化の現状をまとめたものです。耐震改修促進法第14条の建築物とは、学校、病院、集会場など、その他多数の者が利用する政令で定める規模以上の建築物やガソリンスタンド等になります。町内には全部で該当する建物が70棟あり、新耐震の総数は30棟、旧耐震が40棟となっております。耐震化率は旧耐震のうち耐震性があると判断されるものを含め、全体で53%となっております。

続いて11ページをご覧ください。

町有建築物における耐震化の現状をまとめております。

町有建築物全体では67棟あり、耐震化率は81%となっております。うち住宅につきましては19棟、岩和田、矢田、富士浦の公営住宅です。新耐震の5棟については富士浦団地であり、旧耐震が岩和田団地の4棟と矢田団地の10棟です。

矢田団地につきましては、耐震診断において耐震性ありと診断されており、岩和田団地については廃止に向け、現在事務を進めておりますので、実質的な対応課題としては完了しております。

また、学校や役場などの耐震改修促進法第14条に係る建築物については、全体で12棟あり、新耐震4棟、旧耐震が8棟となっております。旧耐震の8棟は学校、保育所等であり、基本的には耐震対策が済んでおります。

なお、耐震性のない建築物1棟につきましては旧岩和田保育所であり、取り壊しが予定されていることから、実質的な課題はないと判断しております。

次に、耐震化の目標設定についてご説明いたします。12ページをご覧ください。

平成32年度における目標耐震化率ですが、95%と設定いたしました。これは民間施設を含めた全体のもので、国の基本方針及び県計画において掲げる目標率に水準を合わせております。

16ページからの3章及び4章につきましては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための政策と啓発及び知識の普及に関する事項をまとめております。

17ページに支援策や税の優遇制度等についてお示ししてございますが、これらの制度を幅広く周知するとともに、関係団体等と連携を図りながら、効果的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、26ページ以降の5章及び6章、30ページ以降の資料編につきましては、所轄行政庁との連携に関する事項や関係法令、関連する計画等の概要を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、本計画案につきましては、平成30年2月1日から2月21日までの間、意見公募手続を行っており、1件の意見提案がございました。内容は、支援制度の拡充等に関するものであり、国・県の制度や先進事例を参考にしながら、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今の最後のほうにもありましたが、いわゆる公共施設のほうはほぼ終わっているというような説明であったかと思えます。

問題はやはり民間、住民の皆様の住宅だろうと思うんですね。その中で23、24、いわゆる啓発及び知識の普及に関する事項ということでハザードマップ、それから耐震相談会、パンフレットの配布、それから耐震改修への誘導、転倒防止の推進、それから自治会等との連絡などなど、また資料4、これは72ページでありますけれども、本町のさまざまな助成制度が記載されておるわけであります。

この間も、この耐震につきましては、なかなか申込者がないと、非常に少数だというような経過があったわけでありましてけれども、ちなみに今年度はどうなっているのかと、今日現在まで。

それから、いわゆるそうした行政誘導ですね、施策誘導について、今後、きのうもちょっと似たような関連で質問を私もいたしましたけれども、どのようにされているのかについてお伺いをいたします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず、助成制度の今年度の活用状況からご報告させていただきます。

助成制度の活用の実績で申し上げますと、今年度も残念ながら、診断また改修ともにゼロ件でございました。ただ、耐震診断の補助金を活用したいということで、ご相談があった件数は2件、ただ実際に補助金を活用して診断まで行われた方というものは、結果として診断の実施には至らないという状況です。

これまで石井議員さん初め、産業建設委員会のほうからもどうやったらこういう制度を活用できるのかというようなことで、いろいろなご助言をいただいているところでございます。なかなか広報等で制度の周知はしているものの、どうしても耐震改修を実施する際には改修費が非常に高額になることから、なかなか実施に至らない状況となっております。

今後につきましては、今、石井議員さんからのご提言でございましたように、施策誘導ということで、これまで実施しておりました耐震診断、また耐震改修相談会等の実施についてあわせて検討する中で、施策誘導のほうを図っていければと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

施策誘導を図っていくということではありますが、この資料4の助成制度一覧ですね、72ペー

ジから81ページまで。これは計画ですから、多分印刷等して、例えばホームページ等を含めて公表はするんでしょうけれども、例えば相談会などを含めまして、この中の内容、国・県の助成事業についても、都度都度どんどん変わっていくというふうに思うんですね。そうしたことから、こうしたものを常につくり変えていくということが当然必要だろうというふうに思います。

これも非常にぱっと見てわかりやすいと思うんですけれども、ぜひこうしたパンフレットと申しましょうか、資料をやはりきちんとホームページなどでもすぐ検索できるようにしていただくと。また、そういう面では細かな相談会ということも当然大事だろうと思いますけれども、そうしたことも少し丁寧にやっていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ありがとうございます。

ただいまご助言いただきました内容につきましては、まず広報等で助成制度の一覧、利用する方が見やすいような形でページ、紙面の工夫を図るとともに、またホームページ等におきましても、すぐに助成制度がわかるようなページのつくり込みをしながら、また制度の変更等について適時しっかりと対応できるよう、ページ管理についても注視しながら運用を図ってまいりたいと考えます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第14号 御宿町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第14号、御宿町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（案）についてご説明いたします。

目次をご覧ください。

計画は4章構成になっております。

第1章の計画概要については、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画の期間を2ページから5ページに記載してございます。

第2章は、障害のある人を取り巻く現状について、人口の推移と障害のある人の現状として、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の所持者数を8ページから11ページへ記載し、第3章は、障害福祉サービス等の見込量と確保の方策について、障害福祉サービス等の体系、サービス提供体制整備の基本的な考え方、計画の成果目標、障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉サービス等の見込量と確保の方策を14ページから38ページに示しております。

また、第4章は、計画の推進体制について、障害のある人を取り巻く連携体制、計画の進捗管理体制を42、43ページに記載しております。

計画の構成については以上となります。

2ページをご覧ください。

計画策定の背景と趣旨については、当町における障害福祉施策に関する計画策定の経緯について記載をしております。

4ページは計画の法的位置づけとなります。

策定いたします計画につきましては、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、その確保策等を定める市町村障害福祉計画と、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、市町村は児童福祉法に基づき策定することが義務づけられた障害児福祉サービスなどの見込み量を定める市町村障害児福祉計画の2つの計画となります。

なお、御宿町においては、これら2つの計画を一体的な計画として策定し、今後のサービス

提供体制のさらなる充実を図ります。

計画の期間につきましては、5ページの表をご覧ください。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間として策定するものでございます。

8ページから11ページまでは、第2章の障害のある人の現状を記載しております。過去5年間にさかのぼっての推移となります。

14ページをご覧ください。

障害者総合支援法と児童福祉法等の法に基づくサービス体系と、15ページには整備の基本的な考え方を記載しました。

続いて17ページをご覧ください。

第5期障害福祉計画の成果目標として、国の基本指針に基づきまして5つの目標を設定しております。

目標1は福祉施設入所者の地域生活への移行、目標2は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、目標3は地域生活支援拠点等の整備、目標4は福祉施設から一般就労への移行であり、(1)としまして、就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数値目標を設置しております。(2)は就労移行支援事業の利用者数等の数値目標でございます。(3)は就労移行支援事業所ごとの就労移行率でございます。(4)は就労定着支援利用者の1年後の就労定着率でございます。目標5は障害児支援の提供体制の整備等となっております。

障害児福祉計画についても一体的に作成することとしているため、こちらへ記載いたしました。

20ページから24ページまでは福祉サービス等の実績値を過去3年間にさかのぼって表にしました。

25ページをご覧ください。

障害福祉サービス等のサービス提供見込み量です。利用実績や今後のニーズ等を勘案し、各サービスの見込み量を設定いたしました。各種サービス見込みを39ページまで記載しております。

43ページをご覧ください。

第4章、計画の推進体制でございます。障害のある人を取り巻く連携体制ということで、障害のある人を支援していくための連携と計画を推進していくための体制として、庁内における

連携、関係機関との連携、国・県・近隣市町村との連携について記載してございます。

また、計画の進捗管理体制として、P D C Aサイクルに基づき、定期的に成果目標、活動指標等に関する実績を把握し、分析、評価を行った上で、夷隅地区自立支援協議会等においても課題を共有し、計画の推進に努めながら、今後の社会情勢の変化や、新たな国・県の施策、近隣市町の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

計画内容に関する説明は以上です。

なお、本計画策定にあたりましては、御宿町障害者計画等策定委員会並びに教育民生委員会協議会での協議を初め、本年1月に町ホームページなどでパブリックコメントを実施し、本計画の策定に至りました。

計画策定に係る関係各位のご指導、ご尽力にお礼を申し上げ、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

2ページの計画策定の背景と趣旨というところではありますが、この冒頭にちょっと読ませていただきますが、「平成5年に成立した「障害者基本法」は、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することが明記されており、平成14年には「障害者基本計画（第2次計画）」が策定され、「共生社会の実現」「施設等から地域社会への移行の推進」という今後の障害福祉の目指すべき方向性が示されました。さらに平成16年には「障害者基本法」が改正され、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止が明記されました。」というふうに記載されております。

これはいわゆる事業所等においても、これは規定と申しましょうか、及ぶということでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 及ぶということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番。

及ぶということではありますが、御宿町の最大の雇用体はたしか御宿町役場だというふうに理解しておりますけれども、御宿町役場では、これはどのようになっているんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 御宿町の雇用の状況……すみません、障害者の雇用の促進ということの中で、私どもの御宿町役場の現在の職員数からいたしますと、2名の雇用をするということが法定で定められてございます。今現在でございますが、この2名は雇用しておる、達成しておるといような状況でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） それだけなんですか。それしかやっていないんですか。今、及ぶと担当課長が言っていましたよ、この計画は、事業体として。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今後につきましても、仕事等を切り分けながら、こうした方々の雇用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これ実施主体でしょう、あなた方は。この本旨を理解して、ひとつひとつこの計画、たくさん実施できるではありませんか。違いますか。

一例を挙げるならば、この中の34ページです。これ一番下に書いてありますけれども、「御宿町では手話通訳者や要約筆記者の派遣の実績はありません」と書いてありますよね。御宿町さまざまなイベント行っているじゃありませんか。先般もイベント行いましたよね。挨拶等ありますけれども、そういう方々はどうされるんですか、町内の方々。観光においでの方、観光といえますか、町外からおいでの方。そういう方に参加の機会を御宿町は与えないんですか。

誰がこれを実施するんですか。御宿町は縦割りですか。何か行革大綱みたいなのをこれから審議するみたいですが、何やっているんですか、一体全体。

法律の趣旨をどのように考えてあなた方は実施しているんですか、実施者として。誰かがやってもらえばいいんですか。違うんじゃないですか。そういう方々にこそ、御宿町は温かい手を差し伸べるということではないんですか。

どういうことなんですか。これ何のためにやるんですか、じゃこの計画は。何のためにやるんですか、教えてください。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） この計画ではございませんが、28年の4月から障害者……

○議長（大地達夫君） 大きい声でお願いします。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 平成28年4月から障害者差別解消法等も施行となっております。

す。

今の議員さんのご意見でございますが、担当課であります私どもの課が周知不足ということ
でございます。今後、課長会議等においても、周知していきたいと考えております。

(石井議員「そうじゃないでしょう」と呼ぶ)

○議長(大地達夫君) よろしいですか。

10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 町長が放置してきたということでもいいんですか、そういう方々を、
御宿町として。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 障害者施策につきましては、今、担当課長が申しあげましたように行
っておりますが、ここに明記されておりますいろいろな計画に関しまして、なかなか全面的に
といえますか、計画どおりに浸透していない部分は多々あると思います。そういう中
でご指摘いただきましたが、今後努力をさせていただきたいと思っております。

○議長(大地達夫君) 10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 10番、石井です。

これは障害者福祉です。教育、ほかにもたくさん町の仕事ございます。町長はそれを全部責
任を負っていらっしゃるんです。一つのことだけじゃありませんよ、何回も言いますけれども。
これやってこなかったんですよ。陳謝では私は済まないと思っておりますね、これ。少なくとも今後、
町のさまざまな事業、そうした方々にもきちんと参画できるような、私は手だてをとるべきだ
と思っております。これからそういう予算審議に入るわけでありましてけれども、それについてはどの
ように考えますか。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 町の障害者の皆様方の会議にも時々出席をさせていただいております
が、お一人お一人が生きがいを持って生き生きと暮らすことのできる町づくりということで、
今後とも努力をしていきたいと思っております。

○議長(大地達夫君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(大地達夫君) ここで10分間休憩いたします。

(午前11時13分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7、議案第15号 おんじゅくまち2018高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第15号、おんじゅくまち2018高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画について説明いたします。

本計画は、大きく3部立てとしております。

目次をご覧ください。

第1部は序論としまして、計画策定にあたっての背景や位置づけを記載しております。

第2部は高齢者保健福祉計画としまして、現行事業の評価をもとに今後の事業方針を定めております。

第3部は介護保険事業計画としまして、ニーズ調査や事業所調査を行い、各事業の評価、サービス見込み量の推計を行い、計画策定にあたりました。

計画の構成は以上でございます。

まず2ページの第1部、序論ですが、計画策定の背景としまして、超高齢化社会を迎えてい

る日本では、今後、2025年になると、団塊の世代の全ての人が高齢者となります。介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、それを支える現役世代の人口が減少となる状況です。こうした中で平成37年における高齢者増を見据えて、地域の中で健康で生き生きと生活し、介護が必要となっても安心して生活できる環境の提供と適切な介護サービス量を見込み、持続可能な介護保険事業の運営を図ることを目的として、今回の計画を策定するものです。

続いて3ページは計画策定の位置づけとなります。老人保健法及び介護保険法に基づく老人福祉計画及び介護保険事業計画です。

次に、計画期間ですが、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3カ年計画となります。

5ページから10ページは人口及び介護認定者数等の推移となります。

5ページ、総人口の推移ですが、当町では平成29年10月現在で総人口7,631人に対しまして、高齢化率が48.8%となっている状況でございます。

6ページ、高齢者人口の推移としましては、平成29年度には3,723人となり、75歳以上の後期高齢者の割合が高くなってきています。

7ページは計画期間中の高齢者人口の推計です。高齢化率の伸び率は平均0.7%程度の伸びと考えております。

9ページは計画期間中の要支援、要介護認定者数の推移になります。65歳以上の1号被保険者における要支援、要介護認定者数は平成29年10月時点で588人となっています。認定率は過去5年間で15.7%前後で推移しています。このことを踏まえ、計画期間における要支援、要介護認定者数を推計したところ、認定率及び認定者数ともに増加していくことが見込まれます。

次に13ページ、計画策定の基本的な考え方ですが、基本理念としては4つの柱としました。

1つ目は、高齢者の自立支援、2つ目は、尊厳の保持と権利擁護、3つ目は、利用者本位のサービス提供、4つ目は、地域における支え合いでございます。

14ページは基本理念に基づいた基本方針となります。

基本方針として、1つ目は、生涯活躍のまちの推進、2つ目は、地域共生社会の実現、3つ目は、持続可能な介護保険事業の運営でございます。

15ページは施策の体系図となります。

16ページからは第2部として、高齢者保健福祉計画となります。

高齢者の健康づくりの推進、生活支援サービスの充実等、町の各施策の実績及び今後の方針を記載しております。自らの生きがいくりに積極的に取り組むことができる環境づくりを初

め、健康づくり、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、一人一人の状況に応じたきめ細かなサービスの充実に努めるとともに、高齢者の日常生活を維持できる支援体制の確保に努めていきます。

次に、41ページからの第3部は、介護保険事業計画になります。

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指し、各事業を推進していきます。

第1章としましては、介護保険制度の概要として、国の制度改正などについての説明。

47ページからは第2章としまして、地域支援事業の推進として、第6期計画において示されました地域包括ケアシステムの深化に向けた各事業の取り組み方と目標値を記載しております。

64ページからは第3章としまして、介護保険サービス見込み量の推計として、年々増加する介護保険サービスの利用者の推計値を第6期計画の実績を勘案いたしまして、第7期の見込み量を推計してございます。

85ページからは第4章としまして、介護保険事業の適正な運営となっております。

88ページからは介護保険事業費の推計になります。第6期計画では、各年度におきまして、当初の計画値を上回った状況となり、これらの実績から各サービスにおきまして今後の見込み量を算定したところ、給付費の上昇が見込まれ、保険料も上昇することとなりました。

92ページは介護保険料の算定となります。

介護保険料の算定については、平成30年度から平成32年度までの給付費の総額に地域支援事業費を加えたものが介護保険料算出に係る総給付費となりますが、約32億4,000万円となっております。第6期計画値では約27億円でしたので、約20%の増加となっております。

増加要因としましては、後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増による給付費の増加、介護報酬改定による給付費の増加、第1号被保険者の負担割合の拡大、第6期中に借入れを行った千葉県財政安定化基金の償還金などです。

これらのことから、第7期計画期間中の保険料を計算すると、第5段階の基準額が月額5,503円となりますので、円単位を切り捨て5,500円といたしました。

次に93ページですが、所得段階別保険料の表となります。第5段階の保険料年額6万6,000円を基準とし、所得に応じた保険料の年間金額を定めることとなります。

計画に関する説明については以上です。

なお、本計画策定にあたりましては、御宿町介護保険運営協議会並びに教育民生委員会協議会での協議を初め、町ホームページなどでパブリックコメントを実施しました。計画策定に係

る関係各位のご指導、ご尽力にお礼を申し上げ、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

先ほど石井議員が言われた、質問したのものに関してもこれも計画です。全て、もう1題ありますけれども、総合計画のように実施計画はないんだよ。これはつくらなければいけないもの、わかっていますけれども、全てに実施計画が抜けているんですよ。だからこういう形になるんですよ。全てそうです。田邊課長がやった総合計画はアクションプランがついています。年次計画がついています。ほかは全然ついていない。だから、みんな漏れ落ちて、計画ができて簡単に言えば計画倒れというやつなんです。どうやってきめ細かくやっていくかというものが、一番大事な基本計画があって、実施計画がないんですよ。だからこれは本当にわかりやすく言えば、皆さんご存知の形なんです。

これをせっかくここまでつくったら、じゃ、年度も示されていますよね、2020年まで。じゃそれについてどうやって実施計画の後に、実施計画、アクションプランですよ、簡単に言えば。それが抜けているんですよ。それと一緒に協議しないと。

ということが1点と、もう1点は、これは事務上の話になるかもしれないけれども、去年だったら、まだこの文章で用が済むと思うんですけれども、これは町全体の話なんです。これはやはり監督不足というような、天皇の退位が決まっているんですよ。平成37年なんて年度はないんですよ。昭和と平成の入れかえのときは突然だったから、それはいろいろな形がありましたけれども、もうこれは正式に決定しているやつで、ないものを年号を書く。平成というか、これ全部書類がそうですよ。だから、12月までの書類だったらいいですけども、もう正式に平成という年号はないんですよ。37年なんてありますか、ないよ。もう決定しているんですから、いつ発表するかは別としても、37年とか32年はないんですよ。だから最悪でも西暦の併記じゃないですか。

事務方もそうなんですけれども、町長自身が全然チェックしていない、書類も見ていないんですよ。日本人なら誰でも変わるということはもう報道で示されている。こんな書類は受け取れないですよ、全部。平成の終わりまではこれでいいかもしれないけれども、その先は西暦ですよ。全部の書類がそうですよ。

だから僕は最初見たときは、2018年から2022年、ああよく書いたなと思っていたら、中が全部平成37年度までありますよ。これどうするんですか。いや、あなたじゃない。そっちのほう

の話だよ。全部がそうですよ。

○議長（大地達夫君） 町長答弁ありますか。

（瀧口議員「課長違うよ、あんたじゃない。提案者は町長ですよ。説明者はあんだ」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） しばらくお待ちください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） このおんじゅくまち2018高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の表紙をめくりまして、一応2ページをめくりまして、目次の次にこのようにちょっと書かれてあるんですが、「平成の表記について」ということで、「2019年5月1日から平成に代わる新しい元号となることが決定していますが、計画策定時点において新元号が決まっていないため、本計画では、便宜上、平成のまま表記することとします。」という形で、一応中には書かせていただいているんですがね。このような形でご理解をいただければありがたいと思いますが。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 理解はしても実施はしないでいただきたい。

それは、だから、私は去年の12月だったら、これでも構わないと。こういう書き方でも構わないけれども、もう平成37年度はないんですよ、37年は。32年もないかもしれない、ちょっと詳しくわからないですけどもね。ないものを書けなくはないんですよ。西暦というのがあるんですよ。だから最初に書いて私言ったじゃないですか。よくこういう書き方したねといって、中見たらだめだ。それは計画が全部そうなんですよ。

総合計画を審議したときは、それはまだ確定していなかったですから、あの書き方でいいと思うんですけども、これはもう確定したんで、今たしか3月だと思えますよ。3月なら当然両面併記という形もあり得ない。だから、わからない、どうなるか。だから西暦なんですよ。

私なんかも今、昭和の生まれだから逆算するのになかなか難しいですよ。これはやはり西暦併記ですよ、年度が変わる先からは全部。だって、わかっている、ないものを書いちゃだめですよ。もう確定しているんですから。だから、理解はしますけれども、了解はしない。

（瀧口議員「もう一件、追加」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） この計画自体は別に反対でも何でもありません。事務がいけない。

それともう一つ、さっき言ったように、計画だけで、つくった人は大変なんでしょうけれど

も、それに伴う30年度の実施計画がない、アクションプランがない、その年もない。2020年まではゼロ。その2020年から先はまたできるでしょうけれども、全てそうですよ。あるのは田邊課長がつくった総合計画だけですよ。

だからみんな問題が生じてくるのは、この計画を一生懸命つくっても、この計画年度終了までの実施計画がない、アクションプランがないんですよ、予算を含めて。予算なんかほとんど皆無ですよ。予算を伴わない計画なんていうのは、全くあり得ないんですよ。その3点指摘しておきます。いいですよ、答弁は。途中ですから。

○議長（大地達夫君） 答弁はいいんですか。

（瀧口議員「いや答弁はもらいます、町長の、提案者の」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 各計画についての実施計画がないというご指摘でございますが、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 町長1回で答えてくださいよ。また3回と議長に言われますよ。

ない年号は書かなくても日本は済むんですよ。西暦がありますから、決定していますから。計画の段階では決定していなかったんですよ。この決定しているもの、幽霊を書くわけにいかないじゃないですか。当たり前の話ですよ。また切りかえて、37年まで平成が使えれば、それはそれでいい。使わないものを、もうわかっているものを表記すること自体がおかしいんですよ。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午前11時50分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時04分）

○議長（大地達夫君） ただいま質疑の途中ですが、これで13時30分、1時半まで休憩にいたします。

（午後12時05分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大地達夫君） ただいま7番、伊藤博明君が離席しております。

ただいまの出席議員は10名です。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

午前中に元号と西暦の併記ということでご指摘をいただきましたが、この元号と西暦の対照表について配付をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、議長。

○議長（大地達夫君） はい、お願いします。

ただいま対照表を配付いたします。

（資料配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 配付漏れなしと認めます。

それでは石田町長の答弁から開始いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。

これまでご議決をいただきました計画や、また、本日これからご審議いただき、ご議決をいただく計画等の内容につきましては、印刷を行う際に平成の元号と西暦の併記をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番。

ちょっと2点ばかりあるんですけども、最初の質問というか指摘の中で、実施計画、アクションプランを、今日提案された計画の中で検討するという形ですけども、実施する計画というか、つくるお考えはないのですかと。

要するに計画、これは今出た予算的なものも全くないし、年次は書いてありますけれども、年次でどういう事業をやっていくのか全く見えないし、計画ですからいいんです。それをどうやって実施していくかというのが行政の仕事だと思うんですけども、その年度ごとの要するに実施計画が見えないんですよ。

だからそれを早目に、これを可決された後、適当な時期にお示し願えるのかというのが1点

と、今、印刷するときということを伺いましたけれども、それはそういう形でいく中で、どうやって印刷していくかというのもちよっと問題がある。平成31年度まではこれは生きていますから、その後、じゃ突然西暦が出てくるのか、あるいは決まるのが、まだ印刷の前だと思うんですね。じゃ突然ここで2000何年とか、そういう数字が平成とごっちゃで出てくるのかと。なかなかきれいじゃないと思うんですよね。その辺をよく検討して印刷していただければと、この2点です。

計画全体の話だから、いやいや、全部の計画……。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今ご指摘をいただきました実施計画、アクションプランでございますが、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画につきましては、この中の介護保険事業計画の部分ですね。サービス量を見込んだものでございますので、これはなかなか実施計画がつくりづらいと考えています。ただ前のこの高齢者保健福祉計画のほうでは、今後3年間の計画はつくれるかなというふうには考えているところでございます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 印刷の際はご指摘いただきました点については、充分注意して行っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまご指摘いただきました計画に基づく実施計画というところにおきましては、ご指摘いただいたように気がついていないところもございました。

今後、当然計画ごとに実施計画がなじむもの、なじまないもの、それぞれあるかとは思いますが、議員ご指摘のとおり予算が伴うもの等につきましては、いわゆる執行をどういうふうにするのか、どういう進捗管理をするのかということが当然必要になってくると思えますので、必要があるものについては順次、また所轄の委員会等と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

保健福祉計画と介護保険事業計画の一体での提案となっております。

それで、予算上は一般会計予算、それから介護保険ということに、もう少し分かれる部分もあろうかと思えますけれども、大きく分かれると思うんですね。

先ほどもちょっとこの介護保険の保険料のことで質疑したわけでありましてけれども、簡単に言いますと、ワンストップサービスですね、ワンストップサービス。これは会計上では一般会計予算と、それからこういう特別会計と実際は分かれるわけでありましてけれども、国でよく言います切れ目のない福祉サービス、住民の対応というのは私は大事ではないかなというふうに思うわけでありまして、特に御宿町は小さな町でございます。

それで、具体的にはわかりやすいのは47ページ、第2章、地域支援事業の推進ということで、いわゆる地域包括支援センターのイメージ図がございまして。これは介護保険計画の中でのイメージ図でありますけれども、御宿町地域包括支援センターということで、この黒い網かけの部分ですね。これはたしか聞くまでもないことだと思いますけれども、このフロアにあるということによろしいわけですよ。

これ今、保健福祉課長が提案しているわけでありましてけれども、一人の課長が当然ですけれども、今提案いただいたわけでありまして、事務の所掌を行うということなわけでありまして、あと、3階といたしましょうか、そちらには国保を含めたものもあろうというふうに思います。

そういう中で、私の見解では国・県からどんどんこういう方々を地域に、言葉は悪ければ追い出すみたいな感じはすごく今回の国の政策については思うわけでありましてけれども、そうはいっても、そういうものをどうやって、住民の方々をフォローするとか、きちんと対応するというのは、やはり基礎単位である自治体、御宿町の大きな仕事でありますし、最後のとりでだというふうに思うわけでありまして、その中で、具体的にいわゆるワンストップ、通常の事務含めて、それから今もう一つ、この計画にいわゆるC C R C計画というのがそこに出てきているわけでありましてけれども、そちらは一言で言えばまだ完成していないということで、文言はそちらで読んでくださいよと、計画ではそのようになっているかと思いますが、その辺のこともちょっとわかりづらいんですよ、現実的には。同時進行みたいなどころもあるので、それはいたし方ないところもあるわけでありましてけれども、そこも含めまして、御宿町の福祉はどうなるのか、介護はどうなっていくのかと。

それがここに書かれているんだろうなと思うんですけれども、先ほどの障害者計画ではありませんけれども、やはりこれだけのものを理解して、当然今度事務執行をしていただくわけがあります。

簡単に言うと、最初に戻りますけれども、本当にワンストップで切れ目のないサービスをどうしていくのかということでありまして、これはちょっと事務官と町長から、一言それにつ

いて、考え方について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 窓口のワンストップということですが、私ども2階の保健福祉課におきましては、福祉係と介護保険係と一緒に事務をとっております。これなど、ほかの役所に行けば違う課だとは思いますが、うちの課の場合はこれを一つにできていると。そうした場合、福祉に高齢者福祉という分担があるんですが、そういったものも、事務の効率化も含めまして、先ほど議員さんがおっしゃった地域包括支援センターのほうで高齢者はそちらで一つ、ワンストップの窓口でご相談いただくというような事務を昨年度から行っているところでございます。

あと、先ほどお話しましたCCRCの関係なんですけれども、この計画書でいいますと、14ページに出てまいります。この計画の基本方針の1番目としまして、生涯活躍のまちの推進ということで、CCRCの考え方をこの計画の考え方にもしようということで掲載させていただいております。

そのほか、19ページには活動交流拠点の整備活用ということ、また、35ページですね、サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進、このサロンとサービス付き高齢者向け住宅の記載につきましては、全ての高齢者を対象にした高齢者福祉計画の中で記載をさせていただいております。

介護保険計画につきましては、77ページに記載がございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、それと夜間対応型訪問介護ということで記載をさせていただいております。実際にはこの3年間の見込み量には入れておりません。ということは保険料には影響していないんですが、こういった方向で進めていこうということで記載をさせていただいております。

CCRCにつきましては、計画の中には出てくるわけですが、本計画に出ていないことも補完して、ある意味、議員さんがおっしゃった切れ目をなくすということが重要であると考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 町長からありますか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、説明がございましたが、CCRCに関する地域包括ケアの構築ということで、これからやっていくわけですが、私は現段階で、今、現状にある地域包

括支援センターとの整合性といいますか、その辺の精査は当然必要ですし、その辺はしっかりと行って、サービスの向上を図っていきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

採択される、されないということはあろうかと思いますが、現状では同時進行ですので、先ほどの年号等の調整を当然製本時に行うというふうな答弁もございましたので、ここの用語解説ですね。今もこれについてはないんですね。

ですから、例えば77ページには、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想」において必要なサービスとして検討していきますということで、例えば書いてあるわけですが、これはやはり用語解説できちんと、それはどこどここのページに載っている。

例えば一番最初に説明いただいたところ、14ページですね。基本方針の①生涯活躍のまちの推進というふうに書いてあって、これがCCRCの基本概念だという説明があったんですけども、それだったらそのように書く必要があるんじゃないですか。それは別途こういうものにおいて詳細は行われると。それが切れ目のない計画の運用になるんじゃないですか。

ですから、ちょっとその辺は同時進行なので、ちょっと精査が足りないと申しましょうか、逆に最終的には精査すべきだというふうに考えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 用語解説につきましては、一応113ページ以降にしているところなんでございますが、資料編の113ページ以降です。全ての用語を解説しているわけではありませんので、CCRCについては重要な政策でございますので、資料編のほうですので、少し加えさせていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第8、議案第16号 第8次御宿町行政改革大綱の策定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第16号、第8次御宿町行政改革大綱(案)についてご説明をさせていただきます。

町では、これまで第7次行政改革大綱に基づき、住民サービスの向上を目指し、限られた財源を有効に活用しながら、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。現在の大綱の実施期間が平成30年3月をもって満了することから、新たに30年度から始まる第8次御宿町行政改革大綱を策定するものでございます。

大綱の策定にあたりましては、これまでの行政改革の取り組み結果と、行政改革推進住民懇談会のご意見やパブリックコメントを経て大綱(案)を作成いたしました。

それでは、第8次行政改革大綱につきまして、大綱(案)によりご説明させていただきます。

1ページをご覧いただきたいと思えます。

第8次御宿町行政改革大綱の策定にあたりまして、町政を取り巻く環境は人口減少と少子高齢化が進むとともに、税収の減少や公共施設の老朽化に伴う財政負担の増加への対応に加え、平成30年度からスタートいたします第4次町総合計画の後期基本計画と整合を図りながら、第7次行政改革大綱の基本的な考え方を踏襲し、引き続き基本理念である笑顔と夢が膨らむまちを目標とした町づくりの実現に向けて行政改革に取り組むことといたします。

次に、大綱の基本方針でございますが、住民の町政参加と協働のまちづくりの推進、効率的な行政運営と人材育成、健全な財政運営の推進を改革の基本方針とし、行政改革に取り組むことといたします。

2ページをご覧いただきたいと思えます。

大綱の推進期間でございますが、推進期間は平成30年度から平成34年度、2022年度までの5カ年とし、社会情勢の変化等により計画に変更が生じた場合は見直しをすることとします。

次の推進体制と進行管理につきましては、行政改革推進住民懇談会を初め、議会、住民の皆様のご意見を伺い、役場各課が横断的な体制により大綱を推進いたします。また、大綱の進行管理につきましては、実施計画を作成し、1年ごとの進捗状況の確認、見直しを行いたいと考えております。

次に、第7次行政改革大綱の検証ですが、現在、最終年度の取り組みを行っておりますが、第7次行政改革大綱における基本方針ごとの主な取り組みをまとめたものでございます。

初めに、1、協働と連携によるまちづくりの推進の取り組みとしては、住民への最新情報の発信のため、Wi-Fi環境整備、ツイッターなどのSNSの活用のほか、自主防災会など、各種団体との協働連携によるまちづくりを進めました。今後、行政だけでは解決が難しい課題が増加する中、行政と一緒に町づくりを牽引する各種団体や地域における人材育成や担い手の確保が課題と考えております。

3ページをご覧くださいと思います。

次に、2、効率的な行政運営の展開と職員の人材育成の取り組みとして、住民サービスの向上のため、施設の利用しやすい環境づくり、また民間手法の活用では、介護サービス事業者のノウハウを導入した介護サポーター育成や各種研修による職員の育成に取り組みました。今後、行政需要が多様化する中で、組織機構の検討、事務事業の費用対効果の検証、評価など、方法を含め、選択と集中による財政と一体となった運営が課題と考えております。

次の健全財政運営の推進では、広報紙やホームページなど、バナー広告と町有財産の駐車場理由など、自主財源の確保に継続して取り組むほか、公共施設の総合管理計画の策定や保育所の統廃合を進めてまいりました。今後さらに、少子化が進む中、自主財源の確保と、老朽化する公共施設の改修、更新などを踏まえた財政の運営が課題と考えております。

4ページをご覧くださいと思います。

ここでは第8次行政改革大綱の推進する基本方針を定めております。基本方針の住民の町政参加と協働のまちづくりの推進では、(1)住民との協働によるまちづくりの推進、(2)住民との情報共有を推進することを基本施策とし、各種団体の活動支援や地域を支える組織や人材育成のほか、広報、ホームページを初め、幅広い情報媒体を活用した広報広聴活動の充実を図ることで、住民の町政への参加の促進と開かれた町政運営に取り組むことといたします。

5ページをご覧ください。

次に、効率的な行政運営と人材育成では、（１）事務の効率化・合理化、（２）民間活力を活用して事業を推進、（３）人材の育成と職員の意識改革を推進の３つを基本施策とし、行政サービスの向上を図るため、限られた財源や人材を生かしながら、事務事業の見直しや事務処理の効率化、民間活力の導入など、効率的な行政運営を推進するとともに、人材育成では定員適正化を推進しながら、職員の研修などを実施し、職員の能力の向上、働きやすい環境づくりと職員の健康管理に取り組むことといたします。

また、法令改正による会計年度任用職員の任用制度の導入、また知識・経験や勤務実績を生かした、任期付採用や再任用などの制度も活用してまいりたいと考えております。

6 ページをご覧ください。

次に、健全な財政運営の推進では、（１）自主財源の確保、（２）効果的で効率的な予算執行、（３）公共施設の適切な管理運営の推進の３つを基本施策とし、公有財産の利活用や売却の検討、施設の計画的な管理、計画的、効果的な財政運営の推進により、財政の健全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

お手元に配付させていただきました第８次行政改革大綱実施計画案でございますが、第８次行政改革大綱の実効性を高めるため、具体的な取り組みを示し、30年度から始まります行政改革大綱を着実に推進していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

1 番、瀧口義雄君。

○1 番（瀧口義雄君） 1 番。

5 ページの一番下、「法令改正による会計年度任用職員の任用制度の導入、知識・経験や勤務実績を活かした、任期付任用や再任用」、この３点の説明と、町ではどのように運用していくのか、この２点。現に運用しているのは何か、３点の特徴ね。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、会計年度任用職員というのは、これは新しい制度でございます。こちらにつきましては、平成32年度からスタートする制度でございまして、現在の任用の体系の中で、臨時的任用職員、臨時職員と言われる方々があり、今現在は半年間の雇用期間ということで働いていただいておりますが、今後会計年度任用職員という制度で、これは1年間を単位にお勤めをいただくというような制度に入れかわります。この辺の任用の振りかえとか組みかえとか、方法につきましては、法令改正に伴いまして、今後、条例等を検討させてい

ただ、32年度に向けて準備をさせていただくというようなことで考えておる制度でございます。

それから、再任用職員につきましては、当町の職員を退職した職員等を対象に採用するものですが、過去に一人実績としてございます。

それから、任期付職員につきましては、今年度につきましては4名の任期付職員が勤務をしておるような状況でございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 新年度に向けての計画はございますか。予定ですね、これ。人事ですからね。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 現在の予定でございますが、引き続き4名の方にお勤めいただくことで考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

5ページの真ん中、（2）民間活力を活用して事業を進めますと。これは総合計画の基本計画にもそういう文言が載っておりますし、また4ページに書いてあるとおり、住民との協働によるまちづくりということですから、ここの民間活力の民間というのは、町内の民間活力なのか、あるいは町外から受け入れて、活力として活用していくのか。

そういうどちらかということが1点と、それから、民間へのアプローチの仕方、どんな協力体制のアプローチをしていくのか。ここらあたりがしっかりしていないと、この文章はずっともう今まで過去にも出ておりますので、現時点で私の判断ではなかなか御宿町の中の民間の活性化ができていないような感じがするんですが、そこあたりについての行政側の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 5ページの民間活力を活用するという部分でございますが、一つにつきましては、こちらにつきましては、指定管理者制度の考え方というのが一つございます。それから、そのほかに町内、町外というお話ですけれども、町外の民間事業者さんも含めた中では、事業のための事業協力ですとか、そういった民間の持った専門性を活用させていただくというようなことでございます。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） アプローチの方法ということでございますけれども、まずは町としてどういう行政課題があるかというのをしっかり把握した上で、そこで民間の皆さんにどういふふうにかかわっていただくかというのはきちんと見きわめた上で、しかるべき方を募集するなり、個別に相談するなりという形でかかわっていただくのがよろしいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 今、一番、民間の特に事業者といいますか、商業ゾーンとか観光だとか、商業ゾーンに属しておられる方々が今、一番苦勞されています。行政改革、あるいは総合計画、まさしくうたってあるとおり、住民との協働体制をとっていこうという行政側の呼びかけがあるわけですから、ぜひもう一段下において、町おこしによる行政改革あるいは御宿町経済活性化といいますか、そういう方向へぜひもう一歩進んだ取り組みをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

1ページでありますけれども、この下段に図がございまして、いわゆる御宿町総合計画、そしてまた行政改革大綱がどのように相互に関連をしているかというのを図で示してあるというふうに理解をいたしております。

その真ん中でありまして、少し小さな字で読みづらいですが、「総合計画実現のための構造や仕組みの改革」というふうに書いてございますね。それで、この第8次行政改革大綱であります。いわゆるこの行政改革大綱は総合計画、そしてそれを推進するための主に行政、いわゆるこの組織ですよね。そのあり方に関する指針と申しましうか、大綱と言えども大綱なんだろうけれども、そういうものではないかというふうに思うわけであります。

2ページに第7次行政改革大綱の検証がございまして。

4ページ以降に第8次行政改革の施策ということで、総括と、新たに4月1日からこういう形で進めていくということのつくり込みになっているんだろうなというふうに思います。

それで、要するに4月1日以降の中で、例えば4ページの政策を構築していく過程において、住民参加の機会の確保を図ります、（1）ですね、協働の推進です。それから、2の効率的な

行政運営と人材育成ということで、(1)のその手前に「人材育成では、定員適正化を推進しながら、職員の意識改革や能力向上のための研修を行い、職員の質の向上に取り組みます。」というふうにうたわれております。

その下には(3)の中の中段であります、「根拠法令等を常に意識し、職員の知識習得や能力向上などが必要であることから」ということで、人材の育成等が指針として掲げているわけであります。

それで、これは今回の提案というのは後期ですよ。前期、2期に分けて後半の部分でありますね。今現在は、この今ある行革大綱のもう最終段階だと思うんですね。基本的に前期を踏襲してということでありまして、前期の結果というのがこの数日の、この議会の運営なんですか。

そうするとあと、これ当分希望はありませんね。4月1日からまるっきり変わるんですか。

ここにはこの間議論になっておりますいわゆる縦割りの問題ですね。各担当官、各事務官、そしてまた課長の中にも、また幾つか併任で事業をやります、あると思うんですね。それから、階ごと、これは物理的な問題です、階ごと。そういうものはどのようにやるんですか。そういう問題一切ないんですかね。縦も横もスムーズになっているんですか。

それから、一番大事なのは法令の解釈ですよ。障害基本法、少なくともこの理念ぐらいはここにいる方全て理解して執行にあたるのは当然じゃありませんか。何年たつんですか、先ほど陳謝がありましたけれども。それが今の行革大綱の運用の結果ですよ、はっきり言って。じゃこれ何をしてきたんですか、今まで。第1期計画、1期だか前期だかわかりません、第7次ですか。

ちょっと説明していただけませんか。

○議長(大地達夫君) 大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) 第8次の行政改革大綱につきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、7次から引き続き踏襲をさせていただくものも非常に多くございます。これらにつきましては、これまでの数次にわたる行政改革大綱の中で、その時代に合った取り組みを行ってきており、その中では当然に達成をしたと完結をするものばかりではなく、むしろ完結するものは少なく、継続と継承をして取り組みを続ける必要性のあるものが、また、根本的に変わらない視点や方向性があるものがあるというふうに考えております。

これらを共通認識しまして、毎年、結果を振り返り、取り組みを続けていくことが重要であるというふうには考えてございます。

現在の7次の行政改革大綱につきましては、現在、最初の取りまとめを作成しておるところでございます、年度終わった段階で公表させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ここにいらっしゃるの町最高幹部じゃありませんか。7級職の幹部じゃありませんか。一般の職員のことばかり聞いていませんよ、まず。どういう指導ができるんですか、この議会のあり様で。私たちどういうふうに住民に説明できるんですか。そういうことですよ。どういう指導ができるんですか。どういうふうに職員を育てることができるんですか。だから結果が出ないじゃありませんか、課長。どうすればいいんですか、これ。4月1日からどうされるんですか。だって変わらないということですよ、はっきり言って。今の答弁では。やってきた結果が今日現在ですよ、この3日間。

議会というのは皆様のお仕事、住民の皆さんのご要望も含めた、その集大成じゃありませんか。違うんですか、違っているんなら違うと言ってください。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 石井議員さんおっしゃられることもっともだというふうに考えておりました、ただ4月1日から今まで達成できなかったものが、急に達成できるというふうな状況にはなかなかならないというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、至らない点は多々あると思います。この8次の行革大綱を施行する中、あるいは総務部局、あるいはCCRC事業、そういったものを施行する中で、少しずつではありますけれども、幹部職員、それから一般職員含めて意思の疎通を図りながら、職員の資質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

まず幹部から先頭になって、汗を流してもらいたい。時間を過ごすということじゃないんですよ。きちんと法令時間がありますから、結果を出すように努力していただきたいというふうに思います。

もう一つ、この職員意識改革の向上ということで、能力向上であります、特にこの間、何度もほかの議員からも指摘されておりますけれども、若い職員が採用されて間もなく、途中というよりも間もなく退職される例がちょっと目立ち過ぎるというふうに思いますね。

そういうことも含めまして、若い職員、そして女性職員ですね。御宿町議会はこの議会の中にも3名、いすみ市では多分いらっしゃらないと思いますけれども、そういう面では幹部登用もされているというふうに思います。そういう若い方、そして女性の方のやはり活躍の場というのを、もっともっと伸ばしてほしいというふうに思いますし、若い職員も今回協力隊ということで外部募集もしていますけれども、さまざまな知恵や能力含めてあるというふうに思います。ぜひそういうものを発見し、伸ばしていただくということが次の御宿町をつくっていく土台になるというふうに思います。そういうことも含めまして、今後のそういう職員をどう育てていくのかと。

私細かい話ということよりも、私はもっとそういう、本当に人材をどうつくっていくのか、町づくりどうつくっていくのか、行政体はどうあるべきかということをお本市の中で私はもっと議論していただきたいというふうに思うわけでありまして、それはそれといたしましても、若い職員、これはどう育てていくのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご指摘いただきましたように、私も感じているところは、採用いたしまして、そんなに長くない年月の中でやめていく職員がおります。それは何なのかなと考えたときに、私の考えはやはりかなり私たちと比べて何世代も違うわけなんです、職業に対する何か感覚が経済、社会の動向の変化と同じように大分違ってきているんじゃないかなという感覚はいたします。

しかしながら、そういう中で一番やはり大事なものは、入ってきた若手の職員の皆さん、あるいは何年かずっと働いている皆さんとのコミュニケーション、心のコミュニケーション、仕事面でも日常生活でもそうなんです、そういうことが非常に重要だなという考えを持っております。そういう面で基本的に、そのようなしっかりとしたコミュニケーションを図って、御宿のために働いていただけるような職員を育てていきたいと思っております。

（石井議員「時間がかかると思いますよ」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 職員の育成についてということでございますが、こちらにつきましては、事務面等につきましては、内部の研修、また課内の仕事上での研修、また外部の研修等の中で必要な知識を得ていって、業務にあたっていただくようなことで考えております。

またそのほかに、働きやすい環境ですとか、それから自己啓発に取り組むような姿勢ですとか、そういったものも含めて今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第17号 第3期御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第17号、第3期御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）についてご説明いたします。

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施にあたり、実施者である医療保険者が計画を策定することが同法で義務づけられているものでございます。

現在、御宿町国民健康保険で行っている特定健康診査及び特定保健指導については、第2期計画により実施しているところですが、今年度で計画期間が終了となるため、平成30年度からの第3期計画について策定するものです。

計画の策定にあたりましては、昨年6月にアンケート調査を実施し、受診状況や健康意識等について把握するとともに、課内検討会議において策定作業を進めてきたところでございます。

また、本年の1月にパブリックコメントを実施いたしました。

それでは、計画の内容につきましてご説明いたします。

初めに、当計画の構成についてですが、計画の表紙裏側の目次をご覧ください。

序章から第7章までの構成となっておりますが、序章では計画策定にあたっての背景や計画の趣旨、計画期間等について記載してございます。

次に、第1章は実施者である御宿町国民健康保険の現状についての説明です。

第2章は第2期計画期間における実施状況やアンケート調査の結果及び評価と課題について記載してございます。

第3章は第2章での評価と課題を踏まえた第3期計画期間の実施方法となっております。

第4章は当計画期間における目標値と重点施策について記載してございます。

第5章、第6章は健診等の結果通知やデータ管理、評価方法等についての説明です。

第7章はその他として、他の健診との同時実施等について記載してございます。

また、最後に資料編として、御宿町データヘルス計画による健診、医療、介護、死亡の状況とアンケート調査の結果を記載しております。

続きまして、計画の内容についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

計画策定にあたっての背景についてですが、当計画は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施するものがあります。メタボリックシンドロームは内臓に脂肪が蓄積することによる高血糖や高血圧、脂質異常を呈する症状です。それぞれが軽症でも、重複した場合に心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高まると言われております。このためメタボリックシンドロームがさまざまな生活習慣病の原因となることを理解してもらい、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけとなるよう特定健康診査及び特定保健指導を実施するものであります。

なお、計画期間については、平成30年度から35年度までの6年間としております。

続きまして、3ページをお開きください。

御宿町国民健康保険の現状ですが、図表1、図表2をご覧ください。

加入状況ですが、被保険者数は減少傾向にあり、特定健康診査の対象となる40歳以上の被保険者数についても、同様に減少傾向にあります。

続いて、4ページの町データヘルス計画による健診・医療・介護・死亡の状況ですが、特定健康診査の状況について、当町の特定健康診査受診率は県平均に比べ若干低く、健診の有所見割合では

全体的にヘモグロビンA1c、血圧の有所見割合が高く、男性についてはメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています。

続きまして、6ページをお開きください。

第2章となります。

まず、第2期計画期間における特定健診の実施状況ですが、図表4をご覧ください。

この表は集団健診における実施値となりますが、5年間の平均利用率は32.2%となっており、ほぼ横ばいで推移している状況となっています。

なお、目標値につきましては、第2期計画の最終年度となる平成29年度の目標値が国から示され、平成25年度から徐々に上昇するように設定しておりますが、国から示された基準がかなり高いところに設定されているため、目標は達成することができませんでした。

続いて、7ページの特定保健指導の実施状況ですが、図表5をご覧ください。

目標値については特定健診と同様に、平成29年度の目標値が国から示されており、平成25年度から徐々に上昇するように設定しております。毎年度、目標値は達成できておりませんが、経年で見ると平成27年度には前年度比15.9ポイント増と利用率の上昇が見られました。

続きまして、10ページから14ページの第3章ですが、今後の健診等の実施方法を具体的に示しております。内容としましては、国の実施基準に基づいたものとなっております。また、周知、案内方法については、特定健診、特定保健指導ともに、各種通知に加え、効果があると見込まれる電話による受診勧奨を実施することとしています。

続きまして、15ページをお開きください。

第4章、目標値の設定と重点施策となります。

まず目標値ですが、図表6のように、第3期計画における目標値を特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率に設定しました。この目標値は第2期計画と同様に、第3期計画の最終年度となる平成35年度の目標値が国から示されていますので、それに向けて徐々に向上するような数値としております。

またその下の図表7は対象者数の推計から算出した各年度の目標人数となります。

続いて重点施策ですが、特定健診、特定保健指導それぞれに受診率、利用率の向上やメタボリックシンドローム該当者の減少などを促進するため、重点的に取り組むべき事項を挙げております。

まず、特定健診については、40歳代、50歳代の受診率向上に向け、園児や小中学生の保護者、また職域をターゲットとして周知を実施すること。また、糖尿病、高血圧症の発症、重症化予

防に向け、1日の塩分摂取量を数値として理解できるよう、町独自の検査項目、尿中推定塩分濃度検査と申しますが、この検査項目について見直しを行うこととしています。特定保健指導については、制度周知を推進するとともに、電話等を利用した利用勧奨に努めること。適正な塩分や飲酒量の展示、運動案内等により生活習慣病予防に対する理解を深め、糖尿病及び高血圧症の発症、重症化の予防に努めることといたしました。

続きまして、16ページの第5章は特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存についてでございます。

次に、17ページの第6章は特定健診・特定保健指導の評価方法と見直しでございます。評価の指標となる項目や評価の実施者を明記してございます。

続いて、18ページはその他として、他の健診との同時実施について記載しております。また、今後、町の保健事業とあわせて30歳代の若年健診の実施について検討していくこととしています。

19ページ以降は資料編として、御宿町データヘルス計画による健診・医療・介護・死亡の状況とアンケート調査の結果をつけております。

なお、本計画につきましては、去る2月22日に開催されました国保運営協議会で承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

15ページ、第4章であります。このデータヘルス計画、特定健診の目標値の設定と、それから、2の重点施策の中で、後段であります。「1日の塩分摂取量を数値として理解できるよう、町独自の検査項目について見直しを行います。」追加するということであろうというふうに思いますが、まず目標値でありますけれども、これは7ページに第2期のものがありまして、これが25年度から29年度ということで、17.6ポイントから20.0と。結果的には21.7%ですか、平均してというふうな説明であろうというふうに思うわけですが、当初から比べれば平均で増えたという表現に文章上はなっているわけでありまして、実態はほとんどその年のさまざまな要因によって上げ下げしているだけにすぎないというふうに思うんですね。

そうすると、これは今のご説明でも、第3期目標値、これ35年度60%と、これは国が定めているという中で、本町はその35年度については国の定めた60.0%にしたと。逆算で、そういう

説明はないんですけどもね、逆算で30年度が21.9になったということで、余り科学的な何か計画ではないというふうに思うんですね。

これ具体的にどうされていくのかということと、その塩分測定でありますけれども、これは近隣はどうなっているんでしょうか、県内含めて。これはいわゆる今回のデータヘルスの中で本町は特にこの塩分について、いわゆるコントロールと申しましょか、指導すべきということでこれを載せたのでしょうか。その辺について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埴田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埴田禎久君） まず目標値の関係でございますが、第2期計画の受診状況からしますと、目標値の達成は非常に難しいと考えておりますが、国の参酌基準として示されているため、本計画として目標値として設定させていただいたところでございます。少しでも近づけるよう努力してまいります。

もう一つの塩分の関係でございますが、夷隅郡市全部ちょっと把握しているわけではございませんが、たしかいすみ市で実施しているということは聞いたことがございます。ただこれはいすみ市がやっているからやるわけではございませんで、塩分がメタボリックシンドロームに与える影響が大きいということで今回追加をさせていただきました。

そのほかに高血圧症の予防に向けまして、塩分摂取量を把握するための検査項目として尿中推定塩分濃度検査を追加する予定でございますが、そのほかにも実際の料理メニューについて、塩分計による測定や写真や絵に塩分表示をするようにして、目に見えるようなものであると意識が高まるのではないかと考えられます。

現在も食生活改善会が家庭訪問などでみそ汁の塩分を測定しています。今後は健康相談で塩分に関するリーフレットなどを用いて相談を受けたりしてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今の特定健診の内容でありますけれども、近隣ではいすみ市が既に行っているということと、その実施については今説明がございましたけれども、一番は自らそういう場所で、例えばみそ汁ですとか、実際味を見てみると。自宅の味と比べてみるというのが一番いいというふうに思うわけでありましてけれども、なかなかそれも簡単に言うと、健診の状況がよく示していると思うんですね。健診に来ていただければ、そういう指導、またよくそういう大きな図表が会場にありますよね。待っている間、そういうものも見ていただきながら、また、時間があればちょっと説明も聞きながらということもあろうかと思っておりますけれども、そういう中で塩分計という

のも今非常に安くなっておるようでございます。そうしたものの配布もしくはあっせん等ということなども、私は一つは考えられるのかなというふうに思います。

具体的に日々の中で塩分について向き合って、きちんと栄養管理も含めてしていくということが大事だろうなというふうに思うんですけれども、来ていただく、また講習があるというのは一つステップだと思うんですけれども、やはり実質上げていくには、この特定健診の受診率も含めて、そういうさまざまな施策の総和だと、いわゆる健康づくりの総和だろうというふうに思いますので、そうしたことも実施にあたってはぜひ前向きに検討いただきたいなというふうに思います。それはいいです。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議員さんからお話がありました塩分を感知するセンサーがついた機器でございますが、それを汁もの等にセンサー部分を入れることで塩分の濃度をはかるということができるといふものでございます。町が購入し、貸し出すことにつきましては、管理の面でちょっと検討が必要でございますが、衛生面とか今後そういったものは改善できるようであれば貸し出しをしてみたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それほど高くないので、いろいろな事業所を含めて町内にございますので、いろいろなやり方は事務方で検討していただければいいと思いますけれども、一定のそうしたもののあっせんというのも一段階としてあるのかなというふうに個人的には思っております。

次に移ります。

18ページ、7章でありますけれども、この中、最終段であります。新たに30歳代の若年健診の同時実施について検討いたしますというふうに書かれております。やはり若い方、特に30歳代ということで、早期にやはり健康管理について動機づけを行うというのは、非常に前向きな対応だろうというふうに思うわけですが、これも町独自なんでしょうか。それとも全国だとか、そういう県内とか、そういうふうに行っておられるのかということと、具体的にこの健診、本当に働き盛りでありますし、どのように周知するというんですか、その方法。

それから、じゃその健診について、そのフォローというんですか、健康指導という場合があるかと思っておりますけれども、そうした場合はどうされるのか。具体的に、じゃ日にちなども含めて、間もなく実施、もうすぐ新年度であるわけでありまして、これ多分新年度からあるんだろうなと思っておりますけれども、そこも含めまして、この内容について説明を受けたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず夷隅郡市内の状況でございますが、誠に申しわけありません。全部を把握しているわけではないんですが、やっているところはあると聞いております。たしか大多喜町はやっていると聞いております。

それと、この特定健康診査とあわせて実施したいと考えているところなんですが、特定健康診査、5月に土曜日を含む6日間の日程で実施し、7月の土曜日に追加日程として1日設けておりますので、この30歳代というと社会保険の方も含まれますので、平日に受診できない方は、この2日間の土曜日に受診していただきたいと考えております。

健診の結果通知につきましては郵送で行い、その後、保健師、栄養士による結果説明会を行う予定でございますが、平日に来ることができない方につきましては、電話等で保健指導を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大多喜で行っているということですが、そしてまた、ここに30歳代というふうを書いてありますけれども、具体的には何歳から何歳まで、多分住基か何かでは人数がわかるんですね。

ちょっと聞き逃したのかもわかりませんが、周知方法。例えばこの人たちに直接郵送で周知するとか含めて、その辺のことと、そのことと現実には何歳から何歳まで、それは何人いるのかと。それから、計画とすると、先ほどのパーセントじゃありませんけれども、1回目としてどの程度見込んでいるのかということなどについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 年齢でございますが、今の特定健診、国民健康保険のほうは40歳以上ということで、この若年健診はその国民健康保険の特定健診にあわせて行う町の保険事業でございますので、30歳から39歳で現在556名対象者がおります。

周知につきましては、できれば郵送で行いたいと考えております。あわせて広報は実施いたします。

実施年度なんですが、この4月からではなくて、今のところ平成32年度、ちょっと準備期間を設けさせていただきまして、32年度をちょっと考えさせていただいております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時37分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時56分）

◎議案第27号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第10、議案第27号 平成30年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第27号 平成30年度御宿町一般会計予算案についてご説明申し上げます。

予算の編成に当たっては、第4次御宿町総合計画の基本理念である笑顔と夢が膨らむまちを目標とし、健全な財政運営の維持を念頭に置いた上で、住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色ある町づくりを実現するため、後期アクションプラン事業を推進するとともに、人口減少及び少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題に取り組み、地方の創生と住民満足度の向

上に資する施策を展開することとしました。

予算の配分にあたっては、事業の効果や緊急性、将来への財政負担度、既定の計画との整合性を総合的に勘案した上で、特に必要な事業に予算を重点配分しました。

予算総額は37億4,000万円で、前年度と比較し、2億1,700万円、6.2%の増額となりました。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は歳入歳出予算の総額を37億4,000万円と定めるものです。

第2条は債務負担行為に関する規定です。予算書9ページの第2表に、債務負担行為を行う事項、期間及び限度額を示しております。

第3条は地方債に関する規定でございます。予算書の10ページの第3表に、平成30年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。

第4条は一時借入金に関する規定で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を定めるものです。

第5条は歳出予算の流用に関する規定で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による各項の金額を流用できる場合について定めたものです。

それでは、歳入予算の概要につきまして、説明資料の一般会計予算の概要に基づき説明いたします。

予算概要の47ページをご覧ください。

1款町税は8億5,642万5,000円で、前年度と比較し1,718万4,000円、2%の減額と見込みました。平成30年度は固定資産の評価替えの基準年度であるため、家屋に係る固定資産税の減収が見込まれます。また、たばこ税については、平成30年10月に増税が予定されているものの、売り上げ本数の減少による影響が大きいと見て、減収を見込んでいます。

2款の地方譲与税から5款の株式等譲渡所得割交付金までと、7款ゴルフ場利用税交付金及び8款自動車取得税交付金は、国の示す地方財政計画並びに県の推計値などをもとに所要額を計上しています。

6款の地方消費税交付金は、平成30年度地方税制改正による都道府県間の清算基準の見直しにより、平成29年度当初予算比で4.5%の増を見込んでおります。

10款地方交付税は総額で11億3,700万円を計上し、前年度と比較し2,800万円、2.5%の増を見込みます。普通交付税については、地方財政計画の内容や、県の試算値を参考としながら、町税の減収を初めとした収入変動、地方債償還費の交付税措置額、その他基礎数値の変動による影響を踏まえ算定し、前年度と比較し2,000万円、1.9%増の10億9,500万円を計上しました。

特別交付税については、対象事業費の増が見込まれるため800万円、23.5%増の4,200万円を計上しました。

12款分担金及び負担金は2億4,272万9,000円を見込み、前年度と比較し、3,961万円、19.5%の増額となっています。当面の間、施設の安定稼働が求められる清掃センターの大規模補修工事を実施することに伴ういすみ市負担金の増額が主な要因です。

13款使用料及び手数料は8,556万1,000円を見込み、前年度と比較し2万9,000円の減額となっています。

14款国庫支出金は1億9,507万5,000円を見込み、前年度と比較し、2,708万5,000円、16.1%の増額となっています。地方再生計画に基づく事業に対し交付される地方創生推進交付金や、ため池の防災対策に係る国庫補助金を新たに見込んだほか、社会保障関係経費に係る国庫負担金が増額する結果、総額で増額となっております。

15款県支出金は1億8,308万1,000円を見込み、前年度と比較し272万3,000円、1.5%の減額となっています。社会保障経費に係る県負担金の増額や千葉県議会議員選挙に係る県委託金を新たに見込む一方で、漁港施設の機能保全計画策定が終了することなどにより、総額で減額となっております。

16款財産収入は2,034万8,000円を見込み、18万6,000円、0.9%の増額となっています。

17款寄附金は活力あるふるさと基金寄附金について、前年度と同額の5,000万円を見込みます。

18款繰入金は1億7,071万7,000円を見込み、前年度と比較し2,276万9,000円、11.8%の減額となっています。活力あるふるさとづくり基金繰入金が増加いたしますが、平成29年度に減災基金からの繰り入れが2,000万円あったことにより、総額で減額となっております。

19款繰越金は平成29年度の決算収支見込み額を踏まえた上で、1億円を計上いたしました。

20款諸収入は6,034万円を見込み、前年度に比べ2,374万7,000円、28.2%の減額となっています。御宿台テニスコート改修事業の終了により助成金が皆減するためです。

21款町債は4億3,230万円を見込み、前年度に比べ1億8,370万円、73.9%の増額でございます。清掃センターの大規模補修事業に対する地方債発行などによるものです。

なお、地方債の詳細につきましては、後ほど、第3表地方債で説明させていただきます。

以上、歳入予算合計は37億4,000万円でございます。

次に、歳出でございます。

予算書の30ページをご覧ください。

1 款議会費は7,222万4,000円を計上し、前年度に比べ10万円、0.1%の減額となりました。議会活動経費、議会だよりの発行経費等に要する経費を計上しています。

31ページからの2 款総務費は8 億2,708万円を計上し、前年度に比べ8,965万4,000円、12.2%の増額となりました。全体の22.1%を占めています。

1 項総務管理費は7 億856万2,000円で、主な内容は庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報紙の発行、町有財産の管理、行政区運営費補助や各種防災対策経費などです。

35ページ、3 目財産管理費、13節委託料には、新町、六軒町の赤樽地区の町有地測量委託費として244万2,000円や、後期基本計画に基づく御宿台法面保護雑木調査業務委託費として248万4,000円を計上し、町有地の適正管理を行います。

35ページ下段の4 目企画費には、町の魅力を広く発信し、人を呼び込むための経費を計上しています。具体的には、13節委託料などにおいて、地方創生推進交付金事業施策の合計で2,693万円や地域活性化等に資する事業者を支援するまちづくりファーストステップ支援金200万円、その他定住化ツアーやお試し暮らし滞在費補助に要する予算を計上しています。また、日本メキシコ学生交流に係る予算231万8,000円を各経費の性質ごとに区分し計上しています。

41ページ最上段の6 目防災諸費、13節委託料には、県の地域防災基本計画見直しに伴う地域防災計画改定業務委託費として486万円、15節工事請負費には防災無線屋外子局デジタル化工事6,300万円、災害時の外国人観光客避難誘導のため2カ国語表記化する避難場所等案内看板更新工事175万4,000円を計上しています。

9 目活力あるふるさとづくり基金積立金では、ふるさと寄附基金の収入を昨年と同額5,000万円と見込み、同額を基金に積み立てます。

42ページから43ページまでの2 項徴税費は、町税の賦課徴収に係る経費でございます。

46ページからの3 款民生費は9 億697万3,000円を計上し、前年度と比較し205万4,000円、0.2%の増額となりました。全体の24.3%を占めています。

1 項社会福祉費は7 億276万1,000円を計上し、主な内容としたしましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など、各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害福祉に係る扶助費等でございます。高校生の通学費への助成金383万8,000円を19節負担金補助及び交付金に計上しております。

50ページ、2 項児童福祉費につきましては、こども園及び児童館、放課後児童クラブの運営に係る経費のほか、児童手当に係る経費を計上し、2 億421万2,000円を計上いたしました。

51ページ、3目こども園費には、平成29年4月に開園したおんじゅく認定こども園の管理や運営に係る経費を計上いたしました。3歳以上児の完全給食に係る経費171万8,000円を11節需用費の賄い材料費及び18節備品購入費に計上しています。

53ページ、児童福祉施設費、15節工事請負費には、御宿児童館のエアコン設置などに係る経費55万円を計上いたしました。

54ページからの衛生費は7億2,262万3,000円を計上し、前年度と比較し1億7,061万7,000円、30.9%の増額となりました。全体の19.3%を占めています。

1項保健衛生費は、町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防や子ども医療費に係る経費のほか、環境整備に係る経費など1億5,872万6,000円を計上しました。

56ページ、2目予防費の20節扶助費に、昨年度と同様、高校生以下を対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成費85万円を計上いたしました。

3目環境衛生費は、ミヤコタナゴ生息地の環境整備費等を計上しています。

このほか57ページ、19節負担金補助及び交付金で地球温暖化対策事業費として住宅用省エネルギー設備設置補助金を計上しています。

4目子ども医療対策費は、20節扶助費に中学3年生までの子どもへの医療費助成及び高校生への医療費助成に係る経費を計上しています。

58ページ、2項清掃費は、清掃センター運営費や合併浄化槽設置補助のほか、夷隅環境衛生組合への負担金など5億2,795万2,000円を計上しました。

2目じん芥処理費は、ごみ収集や焼却、資源化等に要する経費を計上しています。

59ページ、15節工事請負費で、清掃センターの維持と安定稼働のため、施設補修費2億202万7,000円を計上しています。

60ページ、3項上水道費は上水道の安定的な運営と供給単価の抑制を目的として、町水道事業会計に対する補助や南房総広域水道企業団に対する補助金及び出資金を計上しています。

61ページからの5款農林水産業費は1億273万4,000円を計上し、前年度と比較し468万1,000円、4.4%の減額となりました。全体の2.8%を占めています。

1項農業費は農業委員会経費やイノシシを初めとする有害鳥獣からの被害対策、各種農業振興に係る経費など8,961万9,000円を計上しました。

62ページ、3目農業振興費は有害鳥獣の捕獲処理に対する報償費やわなの購入費など、合わせて4,745万4,000円を計上しています。

11節需用費の賄い材料費に各種イベントでの地元農産物の試食による紹介や、地産地消の拡

大を図るための経費20万円を計上しています。

13節委託料にはパッションフルーツ試験圃場補助制度に係る経費14万6,000円を計上しております。

また、同じ13節委託料に防災重点ため池に指定されたため池2カ所のハザードマップ作成費580万円を計上しています。

63ページの19節負担金補助及び交付金は、農業への就業意欲喚起と定着を図るための国庫事業である、農業次世代人材投資資金交付金事業に係る経費450万円を計上しています。

64ページの2項林業費は、林道の維持管理費等に係る経費を計上しています。

3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産業振興経費のほか、漁港施設の整備費を計上しています。

6款商工費は1億2,297万6,000円を計上し、前年度に比べ231万3,000円、1.8%の減額となりました。全体の3.3%を占めています。

66ページ、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金では、中小企業等への各種助成、町街路灯組合への補助、町内就業者への家賃支援などに要する経費を計上しました。

67ページ、3目観光費、13節委託料には、観光イベント業務委託費788万4,000円を計上したほか、海水浴場監視業務委託費1,250万7,000円などを計上しました。

66ページ、4目月の沙漠記念館管理運営費、15節工事請負費にエアコン改修工事費930万円を計上しています。

5目町営プール管理運営費の11節需用費の施設修繕料は、プールろ過装置や気流ポンプなど、機器類の修繕費でございます。

70ページからの7款土木費は1億4,643万2,000円を計上し、前年度に比べ714万9,000円、4.7%の減額となりました。全体の3.9%を占めております。

1項土木管理費は、職員人件費や管理的経費のほか、町道の草刈り、清掃業務に係る経費を計上しています。

72ページ、道路橋梁費は7,400万4,000円を計上し、1目道路維持費の13節委託料に31年度策定予定の長寿命化計画に向け、トンネル点検業務委託1,400万円などを計上しています。

2目道路新設改良費の15節工事請負費に、昨年測量を実施した町道0202号線を含む道路改良工事費として1,245万3,000円を計上したほか、生活関連道路の排水路整備、舗装改良に要する工事費を計上しています。

3項住宅費は2,395万8,000円で、町営住宅の維持管理に要する経費を計上しています。

15節工事請負費に長寿命化計画に基づく矢田団地の改修工事2,100万円を計上しています。

73ページ、4項都市計画費は937万2,000円で、都市計画行政に係る経費を計上しています。

13節委託料に都市計画図の更新費98万3,000円、19節負担金補助及び交付金に住宅リフォーム補助に係る経費200万円を計上しております。

5項河川費は832万4,000円で、準用河川や普通河川の管理費を計上しています。

13節委託料に清水川流域の浸水被害対策のため、護岸の樹木伐採経費328万4,000円及び今後の護岸工事に向けた測量委託費334万8,000円を計上しています。

74ページからの8款消防費は2億4,587万5,000円を計上し、前年度に比べ2,336万5,000円、10.5%の増額となりました。全体の6.6%を占めています。消防費には、町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費を計上しております。

76ページ、3目消防施設費、17節公有財産購入費に第2分団詰所用地の購入費1,250万円、18節備品購入費に消防指揮車の購入費390万円を計上し、悪路走行性にすぐれる車種に更新することで、消防団の機能強化を図ります。

9款教育費は2億4,476万3,000円を計上し、前年度に比べ1,623万7,000円、6.2%の減額となりました。全体の6.5%を占めています。

1款教育総務費は6,044万6,000円で、教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費を計上しています。外国語指導助手については、新学習指導要領に位置づけられた小学校の英語科に対応するため、1名を小学校に専属で配置します。

79ページ、2項小学校費は4,328万9,000円で、小学校の運営経費や教育振興経費を計上しています。

81ページ、3項中学校費は2,592万9,000円で、御宿中学校の運営経費や教育振興経費を計上しています。

83ページ、15節工事請負費には、中学校普通教室のエアコン設置工事費950万円を計上しています。

84ページ、社会教育費は4,473万3,000円で、公民館運営費や資料館費、文化財保護費を計上しています。

1目社会教育総務費の8節報償費などに小学校への英語科の導入を見据え、新たに子ども英語教室を実施する子ども放課後週末活動等支援事業費88万7,000円を計上しています。

85ページ、公民館費の7節賃金には、図書室で新たに行うレファレンスサービスやゼロ歳児に絵本をプレゼントし、保護者との触れ合いを楽しむブックスタート事業に要する予算55万

9,000円を計上しています。

88ページ、保健体育費には7,036万6,000円で、体育施設運営経費や共同調理場運営費に係る経費を計上しています。

90ページ、2目体育施設費、15節工事請負費には、平成28年に発生した台風により破損している海洋センタープール改修工事費2,000万円などを計上しています。

91ページ、10款災害復旧費ですが、科目設定として1,000円計上しております。

92ページ、11款公債費は3億4,531万9,000円を計上し、前年度と比較し3,821万円、10%の減額となりました。全体の9.2%を占めています。

12款予備費は地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上、予算総額を37億4,000万円とするものです。

なお、平成30年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の20ページから46ページに記載しております。

次に、第2条の債務負担行為のご説明をいたします。予算書の9ページをご覧ください。

第三期ちば電子調達システムサービス提供業務は、千葉県電子自治体共同運営協議会が実施する共同利用システムへの更新を行うもので、期間は平成30年度から平成36年度までの7年間、限度額は770万円でございます。

続いて、第3条の地方債について説明いたします。10ページをご覧ください。

地方債は限度額合計4億3,230万円を計画し、借り入れする際の利率を3%以内とするものです。

地方債の内訳でございますが、防災施設整備事業につきましては、防災行政無線のデジタル化工事に充てるもので、緊急防災減災事業債を予定し、充当率は100%、後年度の普通交付税で元利償還金の70%の財政措置があるものです。

清掃施設整備事業は、清掃センターの大規模補修事業に充てるもので、一般廃棄物処理事業債を予定し、充当率は75%、後年度の普通交付税で元利償還金の30%の財政措置があるものです。

水道企業団出資事業は、南房総広域水道企業団が実施する房総導水路施設緊急改築工事に対する出資金に充てるもので、一般会計出資債を予定し、充当率は100%、後年度の普通交付税で元利償還金の50%の財政措置があるものです。

中山間地域総合整備事業は、平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業の町負担

分に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、後年度の普通交付税で元利償還金の50%の財政措置があるものです。

治山事業は山崩れ危険地1カ所の治山事業に充てるもので、防災対策事業債のうち、自然災害防止事業を予定し、充当率は100%、後年度の普通交付税で、財政力に応じ、元利償還金の28.5%から57%の財政措置があるものです。

観光施設整備事業は、月の沙漠記念館の空調改修工事費に充てるもので、地域活性化事業債を予定し、充当率は90%、後年度の普通交付税で元利償還金の30%の財政措置があるものです。

道路橋梁整備事業は、天神橋の補修工事や舗装改良工事費などに充てるもので、公共事業等債として700万円、地方道路等整備事業債として3,610万円を予定しております。公共事業等債につきましては、充当率90%、後年度の普通交付税で元利償還金の50%の財政措置がございます。

地方道路等整備事業債の充当率は90%でございます。

公営住宅整備事業は、公営住宅矢田団地改修工事に充てるもので、公営住宅建設事業債を予定し、充当率は100%でございます。

消防施設整備事業は、消防団詰所整備事業及び消防指揮車整備事業費に充てるもので、緊急防災減災事業債を予定し、充当率は100%、後年度の普通交付税で元利償還金の70%の財政措置があるものです。

学校施設整備事業は、中学校エアコン設置工事費に充てるもので、学校教育施設等整備事業債を予定し、充当率は75%です。

臨時財政対策債は、地方財政計画における財源不足額に対し、国と地方が折半して補填するうちの地方負担分に相当するもので、後年度の普通交付税にて発行可能額の100%について財政措置があるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 本日は、議案第27号 平成30年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、討論、採決については最終日の20日に行います。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

14日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時24分）